

令和4年度事業計画

神奈川県社会復帰援護会は、1973年（昭和48年）4月、中原会館において600人を超える参加者で「精神障害者、知的障害者及び身体障害者を含む生活困窮者への生活相談、職場開拓、職親の制度化、住居の斡旋などの相談事業を主体にした社会復帰援護活動」をしていく団体として開設されました。来年2023年（令和5年）で半世紀=50年の歴史を有します。

「つなぐ=つながる」

私たちが障がいを持つ人たちにできる支援を考えていくとき、私どもの事業のご利用者様が必要としているものへどうやって「つなぐ」のか、また、当事者の方達の関係をどう「つなぐ」のか問われています。地域の人たちや行政、ボランティア、関係事業所にどうやって「つながる」のか問われています。

私たちひとりひとりの力は微々たるものですが、「つなぐ=つながる」ことにより、それなりに大きな力になり、自らが「解決能力」を持つことができます。

私たちは、対人援助という仕事の中で障がいを持ったご利用者様を一人の人として、尊重して関わるということを基本にしながら、一人一人に寄り添い、その人の生きづらさや困難さに共感し理解して、障がいがあっても、あたり前の権利が保障され、社会の中で一人の人間として、生きてゆく力を高め、持っている力を引き出し育くむ支援が求められています。

コミュニケーション能力（言語、非言語の意味をよみとる力）を大事にしながら様々な日中活動などを通して支援を行っていかねばなりません。成果の見えないことも多い毎日の中で、時に“今日はよかった”“あの時はよかった”と思えるようなことに出会うから、私たちはそれを支えに“もっとがんばってみよう”と、前に進んでいくことができます。

また職員同士の交流の中で、共感力や想像力、感性を磨きながら、支援の質を高めていきます。

- 1、「支援」とは広辞苑によると「支え助けること」「援助すること」と、ありますが、何かを代わりにしてあげるのではなく、力を添えること。支援者が一方的に働きかけるものでなく、信頼関係をベースに障がいを持った方の可能性に依

拠して、主体性に基づいて行われることです。

2、本人の姿をとらえ「願い」をつかみ支援する。ご利用者様のもっとよりよく生きたい」と願う思いをどのような支援の中で実現するのかを日々の活動の中で実践していく。そのためには事例検討を職員間にとどめず、精神科医療やその他の機関との共同検討を図り、他の情報や違う視点からの意見や助言も受けながら支援方針を立てていきます。

3、支援の基本はご利用者様自らが“自分はこうしたい”という願いを持ち、自分で自分のことを決めてゆくこと、自分の意思に基づいて行動することを基軸とした支援であろうと思います。一人ひとりの人生は、かけがえのないその人自身のもので、あたり前の権利を保障され、もてる力を発揮しながら自分らしく生きてゆくのであり、それには、本人が「どうしたいのか」といった意思が最大限尊重されることであり、自分に対する肯定的認識がもたらす達成感のある支援が必要です。「～したい」という主体性は自然に生まれるものではなく、どんな人でも様々な経験や他人からの刺激、情報などを通じて、その思いを高めてゆきます。そして、そうした意思を出せるような安心できる信頼関係や、わかりやすい表現で情報を提供することも必要です。

そのような支援の中で、ご利用者様は

- かけがえのない存在として大切にされているという生命の尊厳や個人の尊厳の厳守を通して一人の人として、大人として尊重されているという意識を持ちます。
- 「ありのまま、まるごと」を捉える = 障がい・発達・生活(生活丸ごとを理解する、生活全体を視野に入れた支援) = ことを通して支援者への信頼を深めていきます。
- ライフステージにおいて、支援の輪の中で他者への信頼、自分への信頼を育みながら、自らの人生の主人公になりゆくことを実感していきます。
- 自分に潜在する力を引き出し、プラスの方向に変わってゆく可能性に気づいていきます。

私たちは、そうした支援の意図を明確に説明できなければなりません。目標に向けて、支援全体を通して継続性と一貫性を持ち、長期的な展望を見据えた支援が必要となります。

その中で、私たちは当事者の選択権や自由意思を最大限尊重するといった理念を持った支援をしてきましたが、本年度、私たちは障がいを持った方達の社会復帰を推

進し、社会的自立・社会復帰を可能とするための支援体制の更なる整備を目指していきます。

① 身近な相談支援体制の構築

身近な相談支援体制を構築するため、各種の生活支援方策を中心としたケアマネジメント実施体制の整備を図っていくため、私たちは昨年度「相談支援事業所つむぎ」の開設にこぎ着けました。なお、この相談窓口は、様々な障がい種別に対応して、総合的な運営を図っていきます。

利用者によるサービス選択に資するため、福祉サービスについて情報提供の促進を図り、これに呼応する援護会内のネットワーク体制の構築を図っていきます。インターネット等を利用した相談体制の実施も検討していきます。

ご利用者様及びそのご家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図っていきます。

② 障がい者本人の活動の支援

精神障がい者本人の意見が適切に示され、検討されるよう支援を強化していきます。特に、様々なレベルでの当事者の意見が十分反映されるようにするため、当事者による会議、当事者による支援プロセスへの関与等を検討していきます。具体的には、ミーティング、個人面談等の充実。個人面談の計画的開催等。

ボランティア等をも育成し、ご利用者様がニーズに応じた支援を受けることのできる体制の整備を検討。具体的には、就労継続支援B型作業所の開設を射程に入れた計画の作成をしていきます。また、障がい者自身がボランティアとして活動できるよう支援していきます。ピアサポーターの積極的な位置づけと活用を図ります。

③ 豊かな地域生活の推進

ご利用者様と地域住民との更なる交流を図り、地域における生活の充実を図ります。具体的には、昨年度職員の中から提案された仮称「井田カフェ」などの検討を通して地域住民との交流を図っていきます。相談会の日常的開催や地域でのイベントに積極的に参加していきます。

④ 自立及び社会参加の促進

地域での自立的生活を支援するため、情報提供、訓練プログラムの作成、障がい者が社会の構成員として地域で共に生活することができるようにするとともに、その生活の質的向上が図られるよう、生活訓練、コミュニケーション手段の確保など社会参加促進のためのサービスを充実していきます。

⑤ 事業所サービスの再構築

障がいの重度化・重複化、高齢化に対応する支援方法の確立について検討していきます。ご利用者様の生活の質の向上を図る観点から、ご利用者様の個別の対応を考えていきます。

⑥ スポーツ、文化芸術活動の振興

障がい者自身が多様なスポーツ、文化芸術に親しみやすい環境を整備するという観点から、様々な機会を利用して、スポーツ、文化芸術活動の促進を図っていきます。

各種団体等が行う各種のスポーツ関連行事や文化・芸術関連行事を積極的に支援、または、参加していきます。

⑦ サービスの質の向上

質の高いサービスを確保する観点から、「障害者・児童施設のサービス共通評価基準」等を活用し、自己評価を更に進めるとともに、第三者評価機関等による客観的なサービス評価の実施も検討していきます。

サービスに関する苦情に対応するため、現在、当会が設けている苦情対応解決体制の積極的な周知を図り、円滑な利用を支援していきます。

⑧ 専門職種の養成・確保

社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士など社会福祉の専門的相談・支援、介護等に従事する職員の養成、また、その資格を取得しようとする職員を積極的に応援していきます。

障がいに関わる専門的な研究を行うとともに、それらを共有するための職員の研修等を積極的に行っていきます。

⑨ 重点課題実施計画

重点的に取り組むべき課題について、具体的な目標及びその達成期間を定めた重

点課題実施計画を策定し実施していきます。重点課題実施計画を策定したときは、速やかに公表し、広く関係する方々に周知を徹底し、その進捗状況を継続的に調査して公表していきます。

⑩ 連携・協力の確保

効果的かつ総合的なサービス水準の実現を図るため、関係機関との連携を図るとともに、地域福祉推進の観点から、障がい者関係団体、NPO等民間団体、事業者団体、地方公共団体との連携・協力を推進していきます。

1. 地域活動支援センターの運営

- (1) 地域活動支援センター「オアシス井田」の運営
- (2) 地域活動支援センター「バンブーハウス」の運営
- (3) 地域活動支援センター「ワーキングサポート新城」の運営

2. 就労移行支援事業所・自立訓練事業所の運営

就労移行支援事業・定着支援事業・自立訓練支援事業
「かわさき@Job」の運営

3. 相談支援事業所の運営

相談支援事業所「つむぎ」の運営

4. 交流・啓発事業

- (1) チャリティーバザーの随時開催
- (2) ボウリング大会の開催
- (3) ウォーキングフットボール大会の開催

5. 障がい者支援体制の強化

- (1) 指導職員・ジョブコーチの研修
- (2) サービス管理責任者及び国家資格者への配慮育成

6. その他の事業

- (1) 会報・広報紙等の発行
- (2) 障がい者就労支援・地域活動支援センター等福祉に関する研究会の実施
- (3) 障がい者関係諸団体及び地域との連携強化